

適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

シンガポール金融管理庁 (Monetary Authority of Singapore = MAS) が 2012 年 8 月 6 日に発表したファンドマネジメント会社 (FMC) に対する新規制体系は、2012 年 8 月 7 日より施行されました¹。

これは、ファンドマネジメント業界がその進展を注視し続けてきた、2010 年 4 月から MAS がとりおこなってきたパブリックコンサルテーションプロセスの終わりをも意味します。

このブリーフィングは、シンガポールでのファンドマネジメントビジネスを、新規制体系の下で継続していくことを想定している適用外 FMC に対して、新規制体系が与えるインパクトに焦点を合わせています (従いまして、かかる適用外 FMC はリテール投資家からの資金を受け付けておらず、また他の規制対象となる活動を行っていないことを前提としております)。

このブリーフィングには、シンガポールの Securities and Futures Act (シンガポール証券先物法=SFA) の下で、登録 FMC または認定/適格金融機関 FMC としてライセンスを有する FMC が、継続的に維持しなければならないライセンス要件をまとめた表を添付しています。しかしこの表は網羅的なものではなく、新たに発表された「ファンドマネジメント会社のライセンス、登録、ビジネス規範に関するガイドライン (Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies)」に定める要件に焦点を当てたものとご理解ください。

我々はこのブリーフィングの他に、新規制体系がブティックタイプまたはリテール FMC (すなわちファンドマネジメントのためにキャピタルマーケットサービス=CMS ライセンスを有する FMC) に及ぼす影響に関して別途ブリーフィングを発表する予定でいます。

適用外ファンドマネジャーに対する変更猶予期間

現在、シンガポールにおいて適格投資家 30 人未満を相手にファンドマネジメントビジネスを行っている適用外 FMC (EFM) は、2012 年 8 月 7 日より、6 ヶ月間の間に、

- (a) MAS に対して、登録 FMC (Registered FMC) として登録する意思を表明する通知を提出する。

または、

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神田英一 (かんだえいいち)
パートナー
E: eiichi.kanda@cliffordchance.com

Han Ming Ho (ハン・ミン・ホー)
パートナー
E: hanming.ho@cliffordchance.com

Josephine Law (ジョセフィーヌ・ロー)
カウンセラー
E: josephine.law@cliffordchance.com

矢澤豊 (やざわゆたか)
シニアアソシエイト
E: yutaka.yazawa@cliffordchance.com

¹ MAS の発表、また Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies やその他の関連法規へのリンクはこちらです。

<http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Press-Releases/2012/MAS-Implements-Enhanced-Regulatory-Regime-for-Fund-Management-Companies.aspx>

- (b) MAS に対して、認定／適格金融機関 FMC (accredited/institutional licensed FMC=A/I LFMC) として、CMS ライセンスの下にファンドマネジメントライセンスを申請する、

上記いずれかの行動をとらねばなりません。

EFM は上記のいずれによるかを決めなければなりません、これは以下の表にまとめましたように、主に顧客投資家のプロフィールや、運用資産額によって決まります。

登録 FMC の通知、そして A/I LFMC の申請は新しい MAS の Corporate e-Lodgment=CeL オンラインシステムによって提出されなければなりません。

みなし FMC としてのインベストメントアドバイザー

シンガポールまたは海外にて業務を営む運用会社に助言、またはリサーチを提供するインベストメントアドバイザー、またはサブアドバイザーは、投資ポートフォリオに対して直接または間接のコントロールを及ぼすことが可能であれば、ファンドマネジメント業務を行っているものとみなされます。MAS はかかる事実関係の判定に際して、アドバイザーがファンドの設定にかかわっていたか、ポートフォリオの内容に関して非公開情報を知っていたか、またはそのような情報にアクセスがあったか、ファンドの目論見書等にインベストメントアドバイザーの名称が記載されているか、などの事情を参考にします。

インベストメントアドバイザーの管理下（一任勘定としてではなく）にあるとされる運用資産額を計算するにあたっては、かかるインベストメントアドバイザーに託された運用資金の額と共に、アドバイザーの地理的または投資対象業界フォーカスも考慮されます。

私募不動産／インフラマネジャーの例外

シンガポールにて、適格投資家に委任されて不動産資産への投資（直接または間接を問わず）に特化した資産運用を行うファンドマネジャーに関しては、新規制体系の下において新たな適用除外の対象となります。

登録 FMC と A/I LFMC に関する、主たる基準と要件

以下の表は SFA の下、登録 FMC と A/I LFMC の主な基準と要件をまとめたものです。

基準／要件	登録 FMC	A/I LFMC
許可されたビジネス活動 - 顧客投資家と運用資産	<ul style="list-style-type: none"> 30 人²未満の適格投資家（このうちファンド、または有限責任投資組合に該当するものは 15 を超えてはならない。）を対象としてファンドマネジメントビジネスを行う。 運用資産総額（AUM）は 2.5 億シンガポールドル未満³とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格投資家のみを対象としてファンドマネジメントビジネスを行う。顧客投資家の数に関する制約は受けない。
設立形式／主たる事業所	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール籍の会社であり、シンガポールに実際にオフィスを構えるものとする。 	
取締役、CEO、代表などに対する、人数、居住権、経験などの要件	<ul style="list-style-type: none"> 最小取締役数⁴：2 名。 <ul style="list-style-type: none"> 最小当該事業経験年数⁵：5 年間。 （コメント：以前のパブリックコンサルテーションの段階では、取締役が各々当該事業経験を 5 年間有するという事は、要件として言及されていなかった。） 最小執行役員（executive director）⁶数：1 名。 CEO の最小当該事業経験年数：5 年。 （コメント：以前のパブリックコンサルテーションの段階では、CEO が当該事業経験を 5 年間有するという事由は、要件として言及されていなかった。） シンガポールに居住するプロフェッショナル人員数⁷：2 名。 <ul style="list-style-type: none"> 最小当該事業経験年数：5 年。 シンガポールに居住する最小代表人数⁸：2 名。 	

² 用語集において「適格投資家」（qualified investor）の定義を参照されたい。

³ AUM の計算において、(i) 投資家がコミットしたがまだ出資されていない金額、および (ii) 運用資産を対象としたレバレッジは AUM に含めない。

⁴ ノミニー取締役就任する弁護士、または法人のコーポレートセクレタリーなどはこの数字に含まない。

⁵ 過去の経験の関連の度合いは、それぞれの個人がどのような業務を行うのかという事由に基づいて判断される。たとえば、金融機関における自己勘定取引の経験、プライベートエクイティ FMC の経験、などというように。取締役や CEO には、経営、管理職の経験が求められる。

⁶ エグゼクティブディレクターは FMC の日常のオペレーションを監督するために正規雇用であるべきであり、またシンガポールに在住しているべきであるとされる。

⁷ 「プロフェッショナル」には取締役、CEO、代表が含まれる。

⁸ 「代表」とは、ファンドマネジメントにおいて規制対象となる行為、たとえばポートフォリオ構築、アロケーション、リサーチ、助言、ビジネスデベロップメント、営業などを行うものを指し、取締役や CEO を含む。登録 FMC、A/I LFMC の代表は、顧客投資家のタイプにおいて制約を受ける代わりに試験が免除される。

4 適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

基準/要件	登録 FMC	A/I LPMC
適格性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「適格性基準に関するガイドライン」 (Guidelines on Fit and Proper Criteria) に従い、株主、取締役、代表、従業員、そして FMC 自身が適格性を満たしていることを、MAS に対して認めさせることが必要。 	
最低基本資本金	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 25 万シンガポールドル 	
リスクベースの自己資本	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 無し 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ オペレーショナルリスク (Operation Risk Requirement=ORR) に対して 120%以上の準備金。 ▪ ORR は以下のいずれかのうち、最も大きい数値を採用する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該FMCの過去3会計年間の総収益 (調整後)⁹の 10% ○ 当該 FMC の過去 3 会計年間の平均年間総収益の 5% ○ 最低金額として 10 万シンガポールドル

⁹ 「総収益 (調整後)」 (annual adjusted gross income) とは、当該会計年度の総収益から、従業員ボーナス (金額保証されたものを除く)、フォーム 6 によって当該会計年度において諸費用として計上されたコミッションや利子を差し引いた金額を指す。数値が負になった場合はゼロとみなされる。フォーム 6 は次のリンクから取得可能

(http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Funds-Management/Forms/2006/Form-6_-_Statement-relating-to-the-accounts-of-a-holder-of-a-capital-markets-services-licence.aspx) 。

5 適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

基準/要件	登録 FMC	A/I LPMC	
<p>コンプライアンス体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ コンプライアンス体制は業務の規模、内容、複雑さに対応したものでなければならない。建て付けとしては、独立したコンプライアンス部門、海外の関連会社からのコンプライアンスサポート、または適当な能力を有する外部のサービスプロバイダー¹⁰であってもよい。 ▪ CEO および取締役はコンプライアンスと、法令準拠に関して最終的な責任を有する。 	<p>AUM が 10 億シンガポールドル以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ シンガポールにおいて独立したコンプライアンス部門を設置。当該スタッフはフロントオフィスから独立した適格な人員を配するものとする。 (コメント：以前のパブリックコンサルテーションにおいては、コンプライアンス部門をシンガポールに設置する旨は含まれていなかった。) ▪ コンプライアンス部門の人員は利益の相反が存在しない他の職掌を兼ねることができる。 ▪ AUM10 億シンガポールドルを超える A/I LPMC であっても、リサーチと助言に特化している場合は海外の本社や関連会社より独立したコンプライアンス部門のサポートを受けることができるものとする。 (コメント：これは新たに加えられた補足。) 	<p>AUM が 10 億シンガポールドル未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 新たに独立したコンプライアンス部門を設置。当該スタッフはフロントオフィスから独立した適格な人員を配するものとする。 ▪ ビジネスのサイズと規模に応じて <ul style="list-style-type: none"> ○ フロントオフィスから独立したシニアスタッフ (COO や CFO など) をコンプライアンス担当として専任させる。 または ○ 海外の親会社、もしくは関連会社より適当であると実証されうる独立したコンプライアンス部門のサポートを受ける、または適当な能力を有する外部のサービスプロバイダー¹¹によりコンプライアンスのサポートを受けてもよい。

¹⁰ 外部のサービスプロバイダーは必要な能力を備えると同時に、SFA やその他のシンガポールの法令の下に FMC が満たさなければならない要件に精通している必要がある。また可能であればシンガポールにおける専門職の有資格者で、当該 FMC において意義ある現場でのかかわりあいが持てる人物が望ましい。

¹¹ 外部サービスプロバイダーの要件としては上記脚注 10 を参照のこと。

6 適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

基準/要件	登録 FMC	A/I LFMC
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 顧客資産の性格、規模、そして複雑性に依りて、リスクを認識、解決そしてモニターしうるリスクマネジメントの枠組みを設けるものとする。 「MAS リスクマネジメントに関するガイドライン」 (MAS Guidelines on Risk Management Practices)、および業界のベストプラクティスに則った諸原則を考慮する。 最低基準として、リスクマネジメントの枠組みは、以下の問題に取り組むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> リスクマネジメント担当人員はポートフォリオ運用担当の人員より隔離されまた独立しているべきであり、リスクマネジメントに関する相当の知識を有していること¹²。 顧客資産に関する予知されるリスクのすべてに対し、その認識と査定を行うこと。必要に応じて、運用資産の性格、規模と複雑性に依じたメトリックスを取得または開発してリスクのタイムリーなトラッキングと査定を行えるようにする。 マネジメントに対するタイムリーなリスクのモニタリングとレポートングを実現する。 リスクマネジメントに関するすべてのポリシー、手続、報告に関してはこれを文書化し維持保存するものとする。 	
内部監査 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> オペレーションの規模、性格、複雑性に依じた内部監査制度を設けるものとする。 内部監査の履行は、FMC 内部の内部監査部門、FMC 本社の内部監査部門、または外部のサービスプロバイダーへのアウトソースによっても可能とする。 	
年次監査	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査役を任命し、年度ごとに会計監査を行うものとする。 (コメント：登録FMCは毎年度フォーム 25Aにて年度宣誓書を、フォーム 25Bにて年度監査報告書を提出することになって いるが、フォーム自体の書式内容はまだ現時点において発表されていない。MASは公開質問に答える形で¹⁴、登録FMSの登録要件への準拠と行動規範への準拠を確認する責務を外部監査役が負うという見解を示している。) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査役を任命し、監査レポートを MAS に提出し、CMS ライセンス保持者としてのライセンス要件とビジネス規範への準拠を証するものとする。
プロフェッショナル補償保険 (PII)	<ul style="list-style-type: none"> 必須ではないものの、相当の PII に加入し、その事由を顧客投資家に開示することを強く促す。 	

¹² コメント：MAS は 2012 年 8 月 6 日に発表したフィードバックへの返答において、FMC が最終的な責任を負うということを前提に、本社または地域 HQ のリスクマネジメント機能を利用することに反対しないという立場をとっている。

¹³ 内部監査の要件に関しては、2011 年 9 月 27 日発表の MAS の Consultation Paper の修正ドラフトには記述があったものの、Consultation Paper 本体では議論されていなかった。

¹⁴ 2012 年 8 月 6 日の MAS のフィードバックに対する回答。

7 適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

基準/要件	登録 FMC	A/I LFMC
責任証明	<ul style="list-style-type: none"> 不要 	<ul style="list-style-type: none"> MAS は A/I LFMC に対して親会社から責任証明を提出させるよう要求する可能性がある。
申請を受理した MAS が考慮の範疇に入れる事由	<ul style="list-style-type: none"> 無し 	<ul style="list-style-type: none"> 当該 A/I LFMC、その親会社または関連会社の過去の経歴（ただし最小経歴年数に関する条件はない）。 親会社または関連会社が、本国において適切な監督官庁の監視下にあるか否か。 親会社の FMC のシンガポールにおけるビジネスに対するコミットメント。 FMC が運用するファンドに対するシード投資という形で表明される株主のコミットメント。
FMC の継続的コンプライアンス義務	<ul style="list-style-type: none"> SFA とその他関連法規（Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations=SF(LCB)R、Securities and Futures (Financial and Margin Requirements for Holders of Capital Markets Services Licences) Regulations=SF(FMR)R、その他関係する MAS のガイドライン）の下、継続的にビジネス規範、報告義務、その他の要件に準拠するものとする。主な要件は以下に略記する。 	
カストディアー	<ul style="list-style-type: none"> 運用資産（FMCが直接運用する資産および他のエンティティーを通じてFMCが間接的に運用する資産。ただし非上場証券とクローズド・エンドのプライベートエクィティーへの投資分¹⁵はこれに含まれない。）が独立したカストディアンによって管理¹⁶されていること。 	
評価と報告	<ul style="list-style-type: none"> 運用資産（FMCが直接運用する資産および他のエンティティーを通じてFMCが間接的に運用する資産。）は独立した評価に呈されるもの¹⁷とし、かかる評価は次の方法で顧客投資家に開示されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 第三者サービスプロバイダー、例えばアドミニストレーターまたはカストディアンが評価を行う。 または <ul style="list-style-type: none"> 運用部門から隔離、独立した内部の評価。 	
利益相反の最小化	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反を最小化するべく努力し、また利益相反事由を顧客投資家に開示しなければならない。 	

¹⁵ FMC は資産が独立したカストディアンによって保管されていないことを開示せねばならず、これに対して顧客投資家より同意をとりつけなくてはならない。また監査役による資産の評価を年度ごとに行い、この結果を顧客投資家に報告しなければならない。

¹⁶ 独立したカストディアンとは、当該国で適切にライセンスを受けたプライムブローカー、デポジタリーおよび銀行を含む。

¹⁷ ガイドラインに明示されるように、年次監査はのみでは独立した資産評価の要件を満たさない。

8 適用外ファンドマネジャー (exempt fund managers) - シンガポールの新規制体系が与えるインパクト

基準/要件	登録 FMC	A/I LFMC
開示 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンド、または口座ごとに、顧客投資家に対して十分な開示を行うこと。開示は以下のような事由に及ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資ポリシー、および戦略、それに関連するリスク。 ○ 手数料、終了、解約、ゲーティング（解約制限）、サイドポケット、ロックアップ、償還の停止、ペナルティーなどに関する契約条項。 ○ 評価ポリシー、パフォーマンス評価の方法。投資対象の評価が困難な場合は、評価方法、手順の説明を開示する。 ○ レバレッジの利用の有無、およびその程度（レバレッジの計算方法とレバレッジが許される条件の内容）。 ○ ブローカー、プライムブローカーなど、ファンドまたは口座が利用する、カウンターパーティー。 ○ ファンドまたは口座が利用する、カストディアン、トラスティー、ファンドアドミニストレーター、監査役など。 ● 開示はファンドの設定時、または顧客投資家の口座設定時に行われ、随時変化があった場合に行われるものとする。 （コメント：最後のカストディアンとアドミニストレーターに関する以外の事項の開示は新しい開示要件で、新しく発表された Guidelines on Licensing, Registration and Conduct of Business for Fund Management Companies によって加えられたものであり、以前のパブリックコンサルテーションの段階では議論されていない。） 	
AML/CFT 要件	<ul style="list-style-type: none"> ● マネーロンダリング対策、テロリズム対策（AML/CFT）の要件¹⁹へのコンプライアンス。 	
違法行為の報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 無し 	<ul style="list-style-type: none"> ● Notice on Reporting of Misconduct of Representatives by Holders of Capital Markets Services Licence and Exempt Financial Institutions の下におけるコンプライアンスを要する。
サービスプロバイダーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスプロバイダーを利用する前にMAS Guidelines on Outsourcingの諸要件に留意すること。²⁰ 	
通告と承認	<ul style="list-style-type: none"> ● SFA、SF(LCB)R、SF(FMR)R に従い、MAS への通知、または MAS の承認が必要な取引および変更に関しては、通知または承認の申請を行うものとする。 ● ライセンス要件に違反する事由が生じた場合は直ちに MAS に通告し、違反の修正に努めるものとする。 	
定期的報告	<ul style="list-style-type: none"> ● SF(LCB)R、SF(FMR)R に従い、ファンドマネジメントに関する定期的報告書を提出する。 	

¹⁸ 開示要件は PII、利益相反の最小化、および脚注 15 にも関連する。

¹⁹ Notice to Capital Markets Services Licensees and Exempt Persons on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism を参照。

²⁰ 以前、適用外 FMC はアウトソーシングガイドラインの適用を免除されていた。

用語集

「適格投資家」 (qualified investor) とは、以下の者をいう。

- (i) 認定投資家 (accredited investor) 。ただし以下の者は含まない。
 - (a) 以下のサブパラグラフ (ii) にいう CIS への参加者。
 - (b) 以下のサブパラグラフ (iii) にいうクローズドエンドファンドのユニットを保有するもの。
 - (c) SFA 第 4 条 A(1) (a) (ii) における法人、または Securities and Futures (Prescribed Specific Classes of Investors) Regulations 2005 の規則 2(b) にいうところのエンティティで、
 - A. 登録 FMC もしくはその主たる経営者もしくは大株主の関連会社、またはそれらのいずれかにコントロールされているもの。
 - B. その株式、債券が、認定投資家ではないものを勧誘対象として募集または売却されているもの。
 - (d) 認定投資家ではないものを勧誘の対象としてそのユニットが販売されている CIS、またはクローズドエンドファンドとしての法人もしくはエンティティ。
- (ii) CIS であり、そのユニットの募集が
 - (a) シンガポールにおいては認定投資家もしくは機関投資家、もしくはこれら両者のみに対して行われている。または
 - (b) シンガポール以外において、認定投資家もしくは当該国の法律においてそれに準じるタイプの投資家、もしくは機関投資家、もしくはこれら両者のみに対して行われているもの。
- (iii) クローズドエンドファンドであり、そのユニットの募集が認定投資家もしくは当該国の法律においてそれに準じるタイプの投資家、または機関投資家、またはこれら両者のみに対して行われているもの。
- (iv) CIS を除く、機関投資家。
- (v) 有限責任投資組合であり、その有限責任組合員が 認定投資家もしくは当該国の法律においてそれに準じるタイプの投資家、または機関投資家、またはこれら両者のみのもの。
- (vi) 上記以外のもので、MAS が随時その発表するガイドラインで規定するもの。

「認定投資家」 (accredited investor) とは

- (i) 個人であり、
 - (a) その保有資産が 200 万シンガポールドル (または外貨における相当額) もしくは MAS が別途規定する額を超えるもの。または

- (b) 直前の過去 12 ヶ月間の収入が 30 万シンガポールドル（または外貨における相当額）もしくは MAS が別途規定する額を超えるもの。
- (ii) 法人でありその保有資産が 1000 万シンガポールドル（または外貨における相当額）または MAS が別途規定する額を超えるもので、その額の決定は
 - (a) 直近の監査済のバランスシートに拠る。または
 - (b) 法人が定期的監査を免除されている場合は、過去 12 ヶ月間の日付において発行された当該法人のバランスシートで当該法人が公正である旨の意見を付したのものによる。
- (iii) MAS が規定するトラスティ、ただしかかるトラスティとしての業務上に限る。
- (iv) MAS が別途規定する者

現行の Securities and Futures (Prescribed Specific Class of Investors) Regulations 2005 によると、別途規定する者とは、

- A. その信託財産が 1000 万シンガポールドル（または外貨における相当額）を超えるトラストのトラスティ
- B. （法人以外の）エンティティであって、その資産が 1000 万シンガポールドル（または外貨における相当額）を超えるもの。
- C. その組合員がすべて認定投資家であるパートナーシップ（ただしシンガポールの Limited Liability Partnership Act (Chapter 163A) に基づくリミテッドライアビリティパートナーシップは除く）。
- D. その株主のすべてが認定投資家であり、投資をその唯一の目的とする法人。

「機関投資家」 (institutional investor) とは

- (i) Banking Act (Cap 19) に基づきライセンスを得ている銀行。
- (ii) Monetary Authority of Singapore Act (Cap. 186) の下で金融機関と認定されたマーチャントバンク。
- (iii) Finance Companies Act (Cap. 108) の下、ライセンスを受けたファイナンス会社。
- (iv) Insurance Act (Cap. 142) の下で保険会社として登録された会社または団体。
- (v) Trust Companies Act (Cap. 336) の下でライセンスを受けた会社。
- (vi) シンガポール政府
- (vii) シンガポールの制定法に基づき設立された行政法人。
- (viii) 年金基金または集約投資スキーム (CIS)
- (ix) 以下の目的で CMS ライセンスを有するもの

- a. 証券取引
 - b. ファンドマネジメント
 - c. 証券管理業務の提供
 - d. 不動産投資信託のマネジメント
 - e. 証券金融
 - f. 先物取引
- (x) 債券取引において認定投資家とエキスパート投資家と取引を行う法人（個人は含まれない）。
- (xi) MAS が規定するトラストのトラスティー、ただしかかるトラスティーとしての業務上に限る。
- (xii) MAS が別途規定するもの。

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2012
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-265502